

様式第1

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

又は、特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

年　月　日

山県市長 様

住 所

届出者 氏名又は名称

代表者 氏名

印

(担当者)

電 話

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

又は、工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに、同法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1 特定工場の設置の場所				工場名	
2 特定工場における製品（加工修理業に属するものにあっては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあっては特定工場の種類）					
3 特定工場の敷地面積	変更前		変更後		
4 特定工場の建築面積	変更前		変更後		
5 特定工場における生産施設の面積					別紙1のとおり
6 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置					別紙2のとおり
7 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置					別紙3のとおり
8 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出書が負担する費用					別紙4のとおり
9 特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等				
	施設の設置工事				
※整理番号	※ 備 考				
※受理年月日					
※審査結果					

備考 1. ※印の欄には、記載しないこと。

2. 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
3. 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は8欄を除く。）に記載すること。
4. 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
5. 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
6. 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工場を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
7. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等をやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
8. 標題に該当する条項に下線を引くこと。

別紙1

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (m <sup>2</sup> )		増減面積 (m <sup>2</sup> )
		変更前	変更後	
生産施設の面積の合計				

- 備考
- 法第8条第1項（変更）の届出で、今回、生産施設面積の変更がない場合は、この様式の提出は要しない。
  - 施設番号欄には、セー1からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けて記載すること。
  - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
  - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
  - 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表す正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表す負の数字を、面積の減少と増加を同時に使う場合は減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載すること。
  - 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

別紙2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1. 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1備考欄2で区別されることとされた緑地を除く。）の名称	施設番号	面 積 (m <sup>2</sup> )		
		変更前	変更後	増 減
緑地面積（様式第1備考欄2で区別されることとされた緑地を除く。）の合計				
様式第1備考欄2で区別されることとされた緑地の名称	施設番号	面 積 (m <sup>2</sup> )		
緑地の面積の合計				
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面 積 (m <sup>2</sup> )		
変更前	変更後	増 減		
緑地以外の環境施設の面積の合計				
環境施設の面積の合計				

2. 環境施設の配置

	変更前	変更後	増 減
敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号			
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計			
配置について勘査した周辺の地域 の土地利用の状況等との関係			

備考 1. 法第8条第1項（変更）の届出で、今回、環境施設面積及び配置の変更がない場合は、この様式の提出は要しない。

2. 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。

3. その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）にあっては「リー1」と、様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地にあっては「ジー1」と、緑地以外の環境施設にあっては「カー1」と読み替えるものとする。

別紙3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称			
工業団地の所在地			
工業団地の面積			
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計			
工業団地共通施設の面積の合計			
うち緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	m <sup>2</sup>	
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	m <sup>2</sup>	
うち緑地以外の環境施設	面積	m <sup>2</sup>	種類
その他の共通施設	面積	m <sup>2</sup>	種類
その他の施設	面積	m <sup>2</sup>	種類
工業団地等の配置に関する概略図その他の説明			

備考 1 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

別紙4

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称			
隣接緑地等の所在地			
隣接緑地等の面積の合計	$m^2$		
うち緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	$m^2$	
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	$m^2$	
うち緑地以外の環境施設	面積	$m^2$	種類
事業者の負担する総額	設置費用	円	
	維持管理費用	円	
うち届出者の負担費用	設置費用	円	
	維持管理費用	円	
隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明			

- 備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
- 2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

様式例第1

事業概要説明書

1	生産開始の日（増設設備稼働開始の日）					
2	主要製品別生産能力及び生産数量					
	製品名	生産能力		生産数量		
3	水源別工業用水使用量 (単位：トン／日)					
	上水道	工業用水路	河川表流水	井戸水	その他	回収水
4	電力の使用料 (単位：KWH／日)					
	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量		
5	従業員数 (単位：人)					
	職員	男	工員	男	計	男
	女					女

備考 1. 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載してください。輸送量は、トン換算した値で1ヶ月当たり平均輸送量を記載してください。

2. 事業概要説明書の大きさは、日本工業規格A4を用いてください。

## 様式例第2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図



- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築単位で、ないものは個々に記入して下さい。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記して下さい。

施 設 の 名 称	色 彩
生 産 施 設	青
緑 地	緑
緑地以外の環境施設	黄
敷地境界（線で囲む）	茶
生産施設以外の建物	黒

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場にあっては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。
- 7 縮尺、方位を明示すること。
- 8 変更届出の場合で、変更前と変更後の関係を同一図面に図示することが煩雑な場合は、変更前の部分を別紙に記入し変更部分に張り付けること。
- 9 建物建築面積一覧表は、別紙とすること。（但し、面積の小数点以下は全て切り捨てること。）
- 10 敷地の周辺部（敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分。）

様式例第3

特定工場用地利用状況説明書

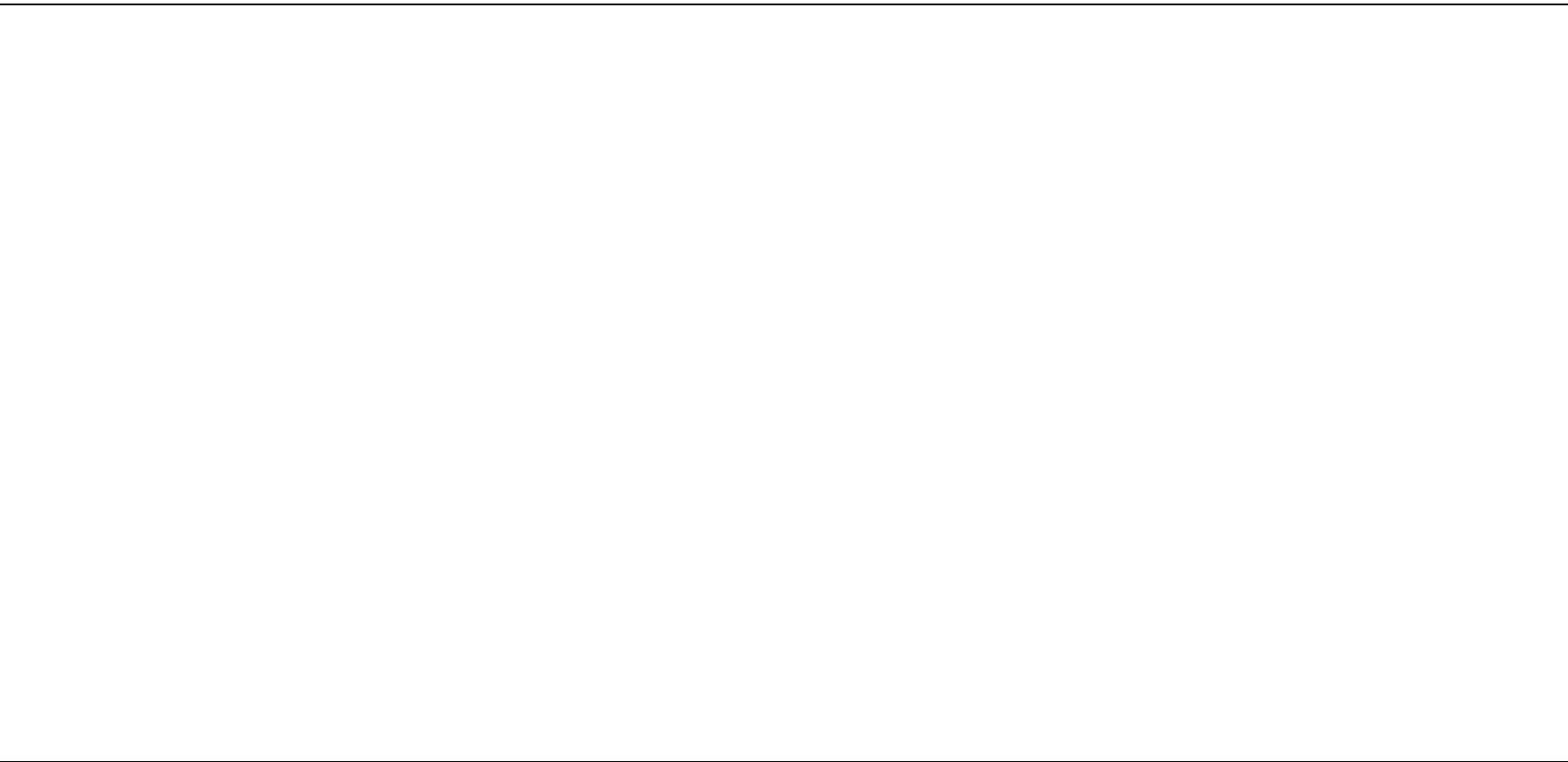
特定工場敷地面積	変更前	うち自己所有地	変更前	
	変更後		変更後	
都市計画法上の区域区分 (＊右記の該当項目を○で 囲んでください。)		① 工業専用地域 ④ 住居系地域 ⑦ 未線引都市計画区域	②工業地域 ⑤商業系地域 ⑧都市計画区域外	③準工業地域 ⑥市街化調整区域 ⑨都市計画なし
特定工場用地利用状況説明図 (特定工場の位置を示す図面として都市計画図等を添付した場合であって、当該都市計画図等により工場周辺 2 km程度の範囲の土地利用状況が明瞭に読み取れる場合には当該図面参照とするだけでよい。)		特定工場の用に供する土地の説明 1. 土地取得の経緯 2. 都市計画法に基づく用途指定 3. 工場周辺の状況 4. 周辺地域との関係 5. 当該届出による新設(変更)の (1)建ぺい率 (2)生産施設面積率 (3)緑地面積率 (4)緑地以外の環境施設面積率 6. 将来計画 7. 新設(変更)の目的		

備考 1. 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。

2. 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入してください。
3. 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺 2 km程度の範囲内で、海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示してください。

## 生産工程図

新設時及び業種変更時に添付



- 注 1. 当該工場外から搬入した原材料に最初の加工を行う工程から、当該工場外への出荷段階前の最終製品が出来上がるまでの一連の工程をわかりやすく記載すること。  
2. 製品パンフレット等があれば添付すること。  
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4を用いてください。

## 様式例第4

## 特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類 年月	工事の日程									
	年 月									
造成（埋立）工事										
生産施設の設置工事										
施設の名称	施設番号									
環境施設・緑地の設置工事										
施設の名称	施設番号									
その他の主要施設の設置工事										

備考 1. 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事期間を△で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記してください。

なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程に欄にあわせて明記してください。

また、生産施設の設備工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行なわれる場合には、当該廃棄工事の日程も記載してください。

2. 施設の名称、施設番号の欄には、規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載してください。
3. 事務所、倉庫等その他の主要施設の設備工事の日程の欄を記入してください。
4. 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載してください。